

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ)申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(平成29年7月受付分) *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭】

<福祉推進のために>

○及川 武様 (花月町 183回) 5,000円 *オホーツクところ合唱団様 (常呂町)

<故人が生前お世話になったため>

○矢萩 徹様 (広郷) 50,000円 ○金井 義輝様 (東京都) 10,000円

○石川 利和様 (端野町) 30,000円 ○加藤 昇一様 (端野町) 20,000円

○佐藤 保子様 (留辺蘂町) 20,000円 ○菖蒲 清之助様 (留辺蘂町) 20,000円

<各種事業での募金・益金を>

○全音連北海道東支部様 23,983円 ○きたみ市商工会青年部様 (端野町) 20,000円

<社会福祉功労 (瑞宝単光章) 受賞を記念して>

○近井 俊幸様 (留辺蘂町) 30,000円